

官報

號外

昭和二年二月二十七日 日曜日

内閣印刷局

○第五十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十八號

昭和二年二月二十六日(土曜日)午後一時十分開議

昭和二年二月二十六日 午後一時十

議事日程

第十七号

昭和二年二月二十六日 午後一時

議事日程

第十七号

大正九年法律第五十三號中改正

法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

花柳病豫防法案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

兌換銀行券整理法案(政府提出)

第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

土地收用法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

商法中改正法律案(三浦敷平君提出)

第一讀會

恩給法中改正法律案(長峰與一君外三名提出)

第一讀會

恩給法中改正法律案(松實喜代太君外三名提出)

治安警察法中改正法律案(山林儀重君外四名提出)

第一讀會

第二十八 岡山市ニ綜合中國帝國大學設置ニ關スル建議案(清水長鄉君提出)

第十五 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(坂東幸太郎君外三名提出)

第十六 架空素道ノ抵當ニ關スル法律案(清瀬一郎君提出)

第十七 被害水田改良事業助成法案(星廉平君外二名提出)

第十八 金鷗勳章年金ニ關スル法律案(古川清君外二名提出)

第十九 北海道御料地免租年期ニ關スル法律案(東武君外三名提出)

第二十 議院法中改正法律案(小川平吉君外二十六名提出)

第二十一 義務教育年限延長ニ關スル建議案(曾田義一君提出)

第二十二 郡山市ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案(栗山博君外六名提出)

第二十三 郡山市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(栗山博君外五名提出)

第二十四 西宮市ニ綜合大學設置ニ關スル建議案(前田房之助君外四名提出)

第二十五 國立蠶絲大學設置ニ關スル建議案(篠原和市君外五名提出)

第二十六 福井縣小濱ニ高等水產學校設置ニ關スル建議案(福井甚三君外二名提出)

第二十七 福島市ニ高等蠶絲學校設置ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

第二十八 熊本市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(藤井敬慎君提出)

第二十九 北海道綜合大學ノ完成並高武君外三名提出)

第三十 福岡市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(大里廣次郎君提出)

第三十一 葉煙草賠償價格增額ニ關スル建議案(中林友信君外四名提出)

第三十二 不良鹽田整理ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第三十三 廣島市ニ女子專門學校設置ニ關スル建議案(江藤榮吉君提出)

第三十四 廣島市ニ綜合大學設置ニ關スル建議案(江藤榮吉君提出)

第三十五 西宮市ニ綜合大學設置ニ關スル建議案(前田房之助君外四名提出)

第三十六 遺信大學設立ニ關スル建議案(作間耕逸君提出)

第三十七 福岡市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(長岡外史君提出)

第三十八 熊本市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(藤井敬慎君提出)

第三十九 北海道綜合大學ノ完成並高武君外三名提出)

第四十 文政改革ニ關スル建議案(篠原和市君外三名提出)

第四十一 國定敎科書中略字採用及字音假名遣改正ニ關スル建議案(曾田義一君提出)

第四十二 書道振興ニ關スル建議案(清瀬一郎君提出)

第四十三 民族博物館設立ニ關スル建議案(山林儀重君提出)

第四十四 濟賀縣伊吹山高層氣象觀測所國營移管ニ關スル建議案(井上敬之助君外二名提出)

第四十五 體育運動獎勵ニ關スル建議案(牧野良三君外五名提出)

第四十六 私學獎勵ニ關スル建議案(山下谷次君提出)

第四十七 明治六年地租改正條例ニ依ル土地丈量立替費用償還ニ關スル建議案(土屋清三郎君提出)

第四十八 國有雜種財產處分ニ關スル建議案(大島要三君外七名提出)

第四十九 稅務官ノ待遇改善ニ關スル建議案(大島要三君外七名提出)

第五十 國稅徵收交付金增額ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第五十一 葉煙草賠償價格增額ニ關スル建議案(中林友信君外四名提出)

第五十二 不良鹽田整理ニ關スル建議案(山下谷次君提出)

第五十三 飛行事業擴張ニ關スル建議案(長岡外史君提出)

第五十四 國防審議會設置ニ關スル建議案(長岡外史君提出)

第五十五 國防會議設置ニ關スル建議案(蟻川五郎君提出)

第五十六 陸海軍現役兵及豫備兵優遇並在鄉軍人會國庫補助ニ關スル建議案(三善清之助外七名君提出)

第五十七 海洋調查機關整備ニ關スル建議案(小西和君外一名提出)

第五十八 勞働省設置ニ關スル建議案(清瀬一郎君提出)

第五十九 我國國號ノ統一顯正ニ關スル建議案(由谷義治君提出)

ニ付其ノ補闕トシテ三善清之君飯塚春太郎君森田茂君ヲ商法中改正法律案外四件委員吉木陽君辭仕ニ付其ノ補闕トシテ渡邊伍君ヲ不良住宅地區改良法案委員岩谷切重雄君辭任ニ付其ノ補闕トシテ加藤鑑五郎君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ一去二十三日第七部選出決算委員山口政二君死去セラレタリ

一昨二十五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出

豫算委員 木戸 豊吉君 (藤田胸太郎君補闕)

第七部選出

決算委員 田崎 信藏君 (山口政二君補闕)

一昨二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

出版物法案(政府提出)委員

委員長 富田幸次郎君

理事 工藤 鐵男君 今里準太郎君

寺島 市正君

保険業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)委員

委員長 八田 宗吉君

理事

牧野法案(八田宗吉君提出)委員

委員長 八田 宗吉君

理事

鹽田 國平君 志波安一郎君

寺島 権藏君 大竹 謙治君

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諮問事項ガアリマス、第六部選出決算委員竹原樸一君ヨリ、常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセバカ

「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(柏谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニス、尙ホ竹原樸一君病氣ニ付 二月二十六日ヨリ三月九日マデ、陣軍吉君病氣ニ付、

二月二十六ヨリ三月七日マデ、山本太郎君海外旅行ニ付、二月二十四日ヨリ三月九日マデ、森恪君海外旅行ニ付、二月二十四日ヨリ三月九日マデ、ソレド^ヲ請暇ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカス
〔異議ナシ〕「異議ナシト呼フ者アリ」
○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス、日程第一、大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、湯淺政府委員
第一 大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會
大正九年法律第五十三號中改正法律案附則
大正九年法律第五十三號中左ノ通改正
別表輸入稅表中「木材(關稅定率法別表輸入稅表第六一二號「ノ已ノイ」ノイ及口並癸ノイニ該當スルモノ)無稅」ヲ削ル
〔政府委員湯淺倉平君登壇〕
○政府委員(湯淺倉平君) 兹ニ提出セラレマシタ大正九年法律第五十三號中改正法律案ニ付テ説明致シマス大正九年法律第五十三號中改正法律第五十三號ハ、朝鮮ニ於ケル特殊ノ事情ニ基ク關稅定率法ノ特例定率ヲ定ムルモノデアリマス、而シテ製材セラレマシタ木材ノ中デ、板材及挽材ハ、關稅定率法ニ於キマシテハ相當課稅セラレテ居ルノデアリマスルガ、從來朝鮮ニ於テハ、製材ノ供給ガ十分デアリマセヌ爲ニ、是ガ調節ノ爲ニハ、前記法律ノ中ニ特例ヲ設ケテ、無稅ト致シテ居ルノデアリマス、然ルニ今ヤ朝鮮ニ於テハ、林政改善ノ實現ニ伴ヒマシテ、原木ノ供給ガ十分トナリマスルト共ニ、一面朝鮮内ノ工場ニ於ケル製材能力ノ發達ニ依リマシテ、製材ノ供給三餘裕ヲ生ズルニ至リマシタノデアリマス、爲ニ最早是ガ調節ノ必要ノ爲ニ特例ヲ置クヲ要セナコトニ相成ダタノデアリマス、ソレ故ニ此法律ノ中ニマシテ、關稅部分ヲ廢止致シマシテ、關

○議長粕谷義三君 本案ニ對シテハ、質疑ノ通告カアリマス、順次之ヲ許シマス、
武藤金吉君
〔武藤金吉君登壇〕
○武藤金吉君 只今上程ニナリマシタ大正九年法律第五十三號中改正法律案、朝鮮ニ於ケル木材關稅ニ關スル特例撤廢、此案ニ付キマシテ、衆議院ノ稅制委員會ニ於ケル矢吹外務政務次官ノ聲明ト、昨日貴族院ノ豫算委員會ニ於ケル若槻總理大臣ノ聲明トハ、全然其方針ノ矛盾シ居ルコトヲ發見致シマシタ、若槻總理大臣ハ朝鮮ノ森林政策、森林行政ハ其方針ヲ確立シタド云フコトヲ、石塚貴族院議員ノ質問ニ答ヘラレテアリマス、果シテ朝鮮ノ森林政策ハ確定致シタモノニアリマスルカ、我が内地ノ森林政策ハ國土保安ノ上カラ、用材ノ需給ノ點カラ、水源涵養ノ點カラ、當局ニ於キマシテハ慎重ニ調査サレテ、衆議院ニ於テ木材關稅ノ改正ヲ要求スルニモ拘ラズ、此議會ニ提出スル運ビニナシテ居ラヌノニアリマス、本土ノ我ガ内地ニ於テ森林政策ガ定マラナイノニ、朝鮮ニ於テ森林政策ガ定マタ云フコトハ、一ハ喜ビニ堪ヘナイコトニアリマスルガ、此點ハ果シテ朝鮮ノ永久ノ森林政策ハ確定致シマシテ、之ニ伴フ所ノ此關稅ニ關スル撤廢案ヲ御出シナサレタノアリルカ、之ヲ若槻總理大臣カラ精細ニ懇切ニ承リタイ、又外務大臣ニ對シマシテハ、矢吹政務次官ノ聲明ハ、滿洲ニ於ケル所ノ製材業者三千人ハ、若シ此法案が通過スルラバ業ヲ失フノミナラズ、安東縣ニ於テバラカリデモ一千万圓カラノ營業ヲ棄テナケレバナラヌ、僅ニ一衣帶水ノ新義州ト安東縣ニ於ケル所ノ關係ニ於テ、大陸政策ニ及ボス所ノ影響ハ非常ナルモノアルト云フコトデアッテ、矢吹政務次官ハ政府ヲ代表シテ衆議院ノ稅制委員會ニ於テハ此案ハ撤回ヲ希望スル意味ニ於テ、若クハ調和スル意味ニ於テ、此案ノ通過ヲ希望セザルガ如キ

○國務大臣若槻禮次郎君登壇 朝鮮總督ニ於キマシテハ、林政ニ付テ重キヲ置キマシテ、是迄山林局ノナカツタノヲ新ニ山林局ト云フ官制ヲ定メマシタ事モ御承知ノ通りデアリマス、而シテ大正十五年度カラシテ度ノ豫算ニ於テ林政ノ施設ノ計畫ヲ立テマス、其當時カラ考ヘテ居ツタ案デアルノシテ、其當時カラ考ヘテ居ツタ案デアルノス際カラ、朝鮮總督府ニ於テハ、此木材製材ノ免稅ト云フコトハ、之ヲ改メシケレバ、林業計畫ヲ遂行スル上ニ於テ不便デアルトシテ、其ニハ若干ノ影響ヲ與ヘルノデアリマス、此點ハ政府ニ於テモ餘程心配ヲ致シタノデアリマスガ、若干ノ影響ヲ與ヘルニシテ莫モ、朝鮮ノ林業經營ノ爲ニ計畫ヲ立て、是者ニハ若干ノ影響ヲ與ヘルノデアルカ、且又満洲ノ製材業者等ニ付テ御調査御考慮カアツタノデアルカ、此點ハ確ニ若槻總理大臣ノ貴族院ニ於ケル所声明ト、衆議院ノ稅制委員會ニ於ケル所ノ矢吹政務次官ノ聲明トハ衝突ヲ致シテ居ルカレタノデアルカ、此邊ハ卒直ニ御答辯ヲ承々タ上デ、吾々ハ審議ノ參考ニ供シタイトイ思フ、殊ニ斯ノ如キ法案ヲ出シマスノニ、内閣ニ於テ同ジ政府ノ下ニ於テ、朝鮮總督ト關東長官ト意見ガ合ハナイ、斯ノ如キ事態ヲ事實ノ上ニ於テ見ルト云フコトハ、實ニ吾々ハ不思議デ堪ラナイ、奇怪千萬デアル、此點ニ付キマシテハ總理大臣、外務大臣ヨリ簡明ニ吾々ニ説明アランコトヲ望ミマス(拍手)

府カラ上申セラレタ以上ハ、此法案ノ實行ヲ見ルニ至ラナケレバナラヌ、斯ウ云フ意味ニ於テ政府ハ總督府ノ申立ニ同意ヲシテ、茲ニ此法律案ヲ提出シタヤウナ次第デアリマス、朝鮮林業計畫ハ十五年カラ立テタノデアリマスガ、若シ其詳細ナル事デアリマスレバ、是ハ朝鮮總督府ノ當局カラ御説明ヲ申上ゲタ方ガ便利デアラウト思フノデアリマス(拍手)

(國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇)

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今御質問ノ中ニ、矢吹政務次官が此問題ヲ以テ日本ノ大陸政策ニ大ナル影響ガアルモノニアリト云フコトヲ認メラレテ、是ガ成立ヲ希望セザルガ如キ話ヲサレタト云フコトデアリマスガ、私ハ左様ニ承テ居リマセヌ、私ハ此問題ガ日本ノ大陸政策ニ何等ノ關係アルモノトハ考ヘテ居リマセヌ、固ヨリ朝鮮方面ニ於キマスル當業者ト、安東縣方面ニ於キマスル當業者ト、利害ガ幾部分衝突致シテ居ル事ハ事實デアラウト考ヘマス、ドッソモ利害ヲ持テ居ル者ハ日本人デアリマス、是ガ外國ニ對スル商權ノ擴張デアルトカ、對外貿易ノ問題デアルトカ、外國ニ對スル商工業ノ活動ノ問題ガ含マレテ居ルト云フ風ニ私ハ思テ居リマセヌ、雙方共日本人デアリマスル以上ハ——利害關係ヲ持テ居ル者ガ日本人デアリマス以上ハ、性質上ハ一ツノ國內問題デアリマス、而シテ國內問題ト雖モ、安東方面ノ當業者ト朝鮮方面ノ當業者ト利益が幾ラカ反スル所ガアル以上ハ、何カ其間ニ利害ヲ調和スル方法ガアルナラバ、至極結構デアルト云フ意味ノ事ヲ矢吹政務次官ハ申サレタト私ハ了解致シテ居リマス、ソレナラバ私ハ至極尤ナ話デアルト思フ、併ナカラ其利害ノ調和ノ方法ガ講ジ得ラレナイ場合ニ於キマシテハ、固ヨリ是ガ朝鮮ノ林業政策ヲ確立スル上ニ於キ問題デハナイノデアリマス、私ハ此法案ニ對シテ矢吹君ガ撤回ヲ希望サレタト云フヤ

○議長(粕谷義三君) 許シマス
○武藤金吉君 只今外務大臣ノ御答辯ハ、
政策ニハ何等影響ガナニ、安東縣ハ鴨綠江
ヲ渡フタ滿洲ノ入口デアルト同時ニ、而モ
此影響ハ滿洲全體ニ及ボスノミナラズ、一
千万圓ノアノ狹イ所デ大產業ガ、唯、日本
人同志ノ關係デアルカラト申シマシテ、安
東縣ノ三千ノ製材業者ガ死地ニ陥リ、業ガ
無クナルト云フコトニナリマシタナラバ、
大陸政策ニ何等關係ガ無イト云フヤウナコ
トハ言ハレタモノデハアルマイト思フ、現
ニ吾々ノ手許ニハ、唯安東縣ノ人ノ聲バ
カリデハナイ、滿洲支那全體ノ聲トシテ陳
情モ參テ居ルノデアル、是等ニ付キマシテ
ハ幣原外務大臣ハ、後ニナシテ此事ヲ聞イ
テ狼狽ヲシテ、現ニ兒玉關東長官ハ此案ノ
通過セザルコトニ盡力シテ居ルデハナイ
カ、外務當局ニ於テモ此案ノ通過セザルコ
トヲ從速シテ居ルデハナイカ、餘リニ白々
シイ外務大臣ノ御答辯ト私ハ思フ、ノミナ
ラズ矢吹政務次官ノ御答辯ハ、登録稅外十
一件ノ稅制委員會ノ速記錄ニ明白白々ニ記
載サレテ居ルノデアル、斯ノ如キコトハ實
ニ總理大臣トシテハ内閣不統一、政府トナ
リマシテハ大失態デアル、果シテ此案ヲ誠
心誠意通過スベク議會ニ出シタノデアルカ
ドウカト云フコトヲ、總理竝ニ外務、兩國
務大臣ニ私ハ伺テ居ルノデアル、此上ニ御
尋致シマシテモ本當ノ事ヲ申サヌカモ知レ
マセヌ、併ナガラ議會ニ對シテ斯ノ如キ不
深切ナ案ヲ提出サレルト云フコトハ、吾々
ノ審議ノ上ニ沟ニ遺憾デアリマスルカラ、
此質問ヲ已ムヲ得ズ發シタノデゴザイマ
ス、尙ホ外務大臣ノ御答ガアッテモナクテ
モ、吾々ハサウ認メテ居ルノデアル、又外
務大臣モ此事案ノ眞相ニ觸レテ、外務大臣

ノ良心ニ尋ねマシタナラバ、此案ノ今ノ御答辯ハ良心ノ發動デハナイト私ハ思フ、此案ヲ恐テクハ政府ハ撤回スルコトモ出來ナシ、決議スルコトモ出來ナイカラ、恐テクハ議院ニ出シテソレノ運動デモシテ、握リ潰シテ貰シテ、體面デモ保タウト云フ、説ヲ聽イテ居ルカラ、此質問ヲ致シタノデアル、尙ホ外務大臣ニ御辯明ガアリマスレバ承リタイ、御辯明ガナクレバ承ラヌデモ宜シイタ、〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕此法案ノ成立シナイヤウナ運動ヲ致シテ居ルト云フコトハ、ドウ云フ證據デ左様ナユトヲ仰セラレマスカ、左様ナ運動ヲ致シテ居ルコトハ断ジテアリマセヌ〔ヒヤーーー」拍手)○砂田重政君 本案ニ對スル審議ヲ此程度ニ止メマシテ、午後四時マデ休憩セラレンコトヲ望ミマス

〔「三時デヤナイカ」「三時々々」「三時半」「三時半」「下呼フ者アリ」〕

○砂田重政君 議長午後三時半マテト訂正致シマス

○議長(柏谷義三君) 只今ノ砂田君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、依テ三時半マデ休憩致シマス

午後一時三十三分休憩

午後三時四十五分開議

○柏田忠一君 只今上程サレテ居リマスケ法案ニ付キマシテ、極メテ簡単ニ外務大臣並ニ總理大臣、朝鮮ノ政務總監ニ對シ、質問シテ見タイノデアリマス、總監ノ該法案ノ説明ニ曰ク、是ハ嘗て朝鮮が特別ノ情況ニ在ツタノデアルガ、今ヤ既ニ林政計畫ガ確立シ、鮮内ノ製材能力モ大分餘裕ガ出來テ來タノデアルカラ、此場合元ノ關稅ニ復活

シテモ差支ナイ、斯ウ云フ御議論デアリマス、所ガ去ル二十一日ニ於キマシテ、朝鮮各道林務官會議ガアントキ、其席上ニ於キマシテ、總監ハ朝鮮ノ林業政策ニ付キマシテ、訓示ヲ與ヘテ居リマス、其訓示ノ中シテ、訓示ヲ與ヘテ居リマス、次ノ如ク言テ居リマス、惟ニ斯ウ云フ事ガアル、是ハ二十一日ノ全道ノ林務會議ニ於ケル總監ノ訓示演説ニアリマスルガ、次ノ如ク言テ居リマス、惟ニ朝鮮ノ山林經營ハ國民生活ノ安危、經濟ノ消長ニ密接ノ關係ヲ有シテ居ル、然ルニ朝鮮ニ於キマシテハ、林政ノ振ハナイコトガ久シク、制度慣習亦適切デナイモノガアツ結果、山林ハ多ク荒廢ニ歸シ、本府即チ總督府始政以來、官民ノ努力が多大ナリシニ拘ラズ、是ガ振興ハ前途尙ホ遠デアル、千六百万町ノ林野ヲ擁シナガラ、其林產物ハ朝鮮内ノ需要ヲ充タスコトが出來ナリ、用材、燃料等ノ缺乏ヲ告ゲルノミナラル、千六百万町ノ林野ヲ擁シナガラ、其林產物ハ朝鮮内ノ需要ヲ充タスコトが出來ナリ、用材、燃料等ノ缺乏ヲ告ゲルノミナラル、アリマス、ソレハ二十一日ノ御詰デアルガ、對馬海峽ヲ渡リマシテ東京ニ來マスルト、今日ノ該法案ノ説明ニハ、最早製材能カ力ハ十分デアルガ故ニ、大正九年ノ關稅奉引戻シテ差支ナイ、斯ウ云フ御説明デアリマス、僅ニ數日ノ間ニ於テ朝鮮ノ林業政策ニ對シ、斯ノ如キ相違ノアルト云フコトト、今日ノ間ニ左様ニ變化ヲ来シタノデアルカ、又朝鮮ノ現在ハ濫伐復タ濫伐ノ結果ノ洪水デナイカラ、之ニ對シ何等ノ御心配ハ無イト云フノデアルカドウカ、此點ヲ伺シテ六日ノ間ニ左様ニ變化ヲ来シタノデアルカ、又朝鮮ノ現在ハ濫伐復タ濫伐ノ結果ノキマシテハ、不逞鮮人ト水害は朝鮮ニ於ケル二大厄介者デアリマシテ、殊ニ水害ハ、京城並ニ南鮮ニ於キマシテ多大ナル損害ヲ被リマシテ、其額約二千万圓ト稱サレテ居ル、其復舊モ未ダ十分ニ出來テ居リマス、其根源ガ何處ニ在ルカ

ト申セバ、即チ朝鮮錦林八道滿山育シテ、其結果年々歲々洪水ガ襲來スル、是ガ即チ殊ニ本年ノ所謂各道ノ林務官會議ニ於キマシテハ、從來ヨリモ餘計ニ費用ヲ増シマシテ、昭和二年度ニ於キマシテハ七十万圓ノ砂防工事費ヲ計上致シテ居リマス、更ニ又森林助成費ト致シマシテモ五十万圓デアツカ、五十四万圓デアツカ、多額ノ費用ヲ投ジテ居ルノデアリマス、而シテ一方ニ於テハ森林助成政策ヲ頻ニ採テ居ナガラ、他方ニ於テハ木ヲ伐レト言フ、該關稅政策ガ復活ヲ致シマスレバ、材木ノ値段ガ騰ルノデアリマスカラ、隨テ朝鮮ニ於ケル木ガ伐ラレル、是ハ何レノ國デモサウデアリマス、内地ニ於キマシテモ、材木ノ關稅ヲ引上ダルト蘊伐ノ弊ニ陥ルト云コトハ、是ハ明ナコトデアリマス、今日朝鮮デ森林地帶ト申セバ、北韓地方ノ茂山或ハ豆滿江ノ沿岸地方デアリマスガ、年々歲々額ハドレ程アルカト申セバ、約六十万石ノ多數ニ上ツテ居ルノデアリマスガ、此總額ヲ伐テ行クト云フコトニナレバ、此北韓地方ニ於ケル森林モ、數年ナラズシテ非常ナコトニ陥リハセヌカト思フノデアリマス、サウスレバ林業政策ト此關稅政策ト云モノハ、全然背馳スルコトニナルノデアリマス、ソレ等ニ對シテハドウ云フ御對策ヲ講ズル御積リデアルヤ、更ニ又總督府ニ於テハ、產米計畫ヲ大上段ニ振廻シテ居ルノデアリマスガ、年々歲々水害ニ依テ荒廢スル所ノ水田ハ如何ト申セバ、非常ナモノデアリマス、是モ僅カ二十五六万圓ノ關稅ノ增收ヲ圖シテ、其一面ニ於テハ產米ノ減收ヲ見ルト云フ結果ニ相成リハセヌカト思フノデアリマス、是ハドウ云フ御計算アリヤ、更ニ第三ニ於テハ、對滿政策ノ破壊デアル、是ハ外務當局ニ御伺シタインデアリマス、要スルニ朝鮮内地ニ於ケル森林

激伐ヲ防イデ、安イモノヲ滿蒙地方カラ入
レテ、幾分デモ國民ノ生活費ヲ安クシヤウ
ト云フノガ根本デアリマス、是ハ木材公司
ノ歴史ニ溯テ見レバ明瞭デアリマス、而シ
テ朝鮮ニ入ル満洲粟或ハ豆糟、是ハ内地ニ
モ年ニ一億二千万カラ入リマスガ、サウ云
フモノニ付テ此關稅ガ設ケラレタラバ、恐
ラク支那ハ報復の三輪出稅ヲ引上ダハセヌカ
ト思フノデアリマス、現ニ支那ニ於キマシテ
ハ、此關稅引上ハ支那ニ對スル報復ナリト云フ
議論モアルノデアリマス、是等ニ對シテハ
僅ニ二十五六万圓ノ收入ヲ得テ、其半面ニ
於テ斯ル大ナル犠牲ヲ拂フ御決心ガアツテ
此提案ヲサレタノデアルカドウカ、又此提
案ハ閣議決定マデハ、全ク關東廳並ニ外務
省ト交渉ガナカダト云フコトハ事實デア
ル、サウシテ突如トシテ提出サレタモノノデ
アリマスカラ、關東廳モ變ダ、外務省モオ
カシイト云フノデ、茲ニ意見ノ相違ヲ來シ
タト云フコトハ明ナ事實デアリマス、何故
ニサウ云フ風ニ隱シテ置イテ、閣議間際ニ
突如トシテ出シタカ、ソレ程ノ必要ガアル
カドウカ、是ハ總理大臣ニ御伺シテ置クノ
デアリマス、又此損益計算カラ申セバ、大
體是ハ二十六七万カラ三十万圓見當ノ增收
デアリマス、サウシテ失フ所ハドウカト申
セバ、六十万石カラノ鐵道ノ運賃が先ツ減
ズルノデアリマス、是ハ朝鮮ノ鐵道トシテ
ハ非常ト損害デアリマス、又治水費ノ増加
スルコトハ明瞭デアリマス、木ヲ伐ラレル
カラ洪水ガ出ル、水力電氣ノ源ヲ涸ラス、
現ニ朝鮮ニ於ケル一大事業ハ、水力電氣
ノ事業デアリマス、此源ヲ涸ラス、是ハド
ウスルカ、水害復舊費ガ増加スルガ、是モ
ドウスルカ、更ニ御伺シテ見タイノハ、現
在ハ銀安デアルカラ、新義州邊リデハ安東
スレバ銀ガ元ヘ戻シテ來レバドウスルカ、
變轉極マリナキ支那ノ銀ノ價ヲ對象トシテ
關稅政策ヲ立テルト云フガ如キコトハ、極
メテ危險ナル政策デアリマス、最近ニ於キ

マシテ又二十一日ニ、園田ト云フ山林部長ノ演説ガアル、此演説ヲ引用シテ見マシテモ、明ニ此關稅引上ト全ク反對ノコトヲ言テ居ル、朝鮮ニ於キマシテハ、今根本ニ於テ林業政策ヲ確立シナケレバナラナイ、又山林ノ荒廢日ニ甚シク、災禍ノ非常ニ恐ルベキモノガアルノデアルカラ、愛林思想ヲ養ハナケレバナラヌ、保安林ヲ設置シナケレバナラヌ、砂防工事ヲ益、盛ニシナケレバナラヌ、又造林ノ補助ヲシナケレバナラヌト云フ風ニ、幾多ノ事例ヲ舉ダマシテ、以テ朝鮮ニ於キマシテハ、木ヲ伐ルヨリハ寧口満目荒涼タル禿山ヲ綠ニスルト云フノガ根本デアルト云フコトヲ力説シテ居ルノデアリマス、是ト今日總監ガ該法案ヲ説明サレタモノトハ、全ク是ハ打テ變タ所ノモノニアリマシテ、此林業政策ヲ根柢カラ覆ス所ノ法案デアルト思フノデアリマスガ、サウデナイト云フ理由ハ何處ニアルカ、先づ大體ニ於テ以上ノ三點デアリマスガ、今日私ノ實ニ意外ニ感ジタノハ、朝鮮内地ノ各道ヨリシテ、該法案ニ反對ノ氣勢ガ舉テ居ルコトデアリマス、先づ龍山ニ於ケル朝鮮工業會長田川常二郎氏カラ總督府ガ自給自足シ得ルト云フ見解ノ下ニ、木材輸入關稅特例ヲ廢止セントスルハ時機尙早ナリト信ズ、朝鮮工業振興ノ爲ニ絶對贊成出來ザルモノナリ」斯ウニ云フ電報ガ這入テ居ル、ソレカラ京城ノ木材商組合有志、是ハ御膝下ノ木材商ノ電報デアリマス「木材關稅特例廢止ニハ、絕對反對反對スルモノナリ、安東ノ立場ニ至御同情ニ堪ヘズ、折角御奮闘御成功ヲ祈ル」ト云フコトヲ安東ノ委員ニ打電シタ、ソレカラ朝鮮ノ土木協會長荒井初太郎氏ハ「總督府ガ木材輸入關稅特例ヲ廢シ、自給自足ニ依ルト言フハ時機尙早ナリト信ズ、當局ニ一應考慮ヲ願フ考ナリ」ト云フ電報ヲ打テ居ルノデアリマス、相當有力ナル朝鮮内地ニ於キマシテノデアリマスノデ、是亦反對ノ氣勢ヲ舉ゲ

(政府委員湯淺倉平君登壇)

○政府委員湯淺倉平君登壇
○政府委員湯淺倉平君 只今ノ柏田君ヨリノ御尋ニ對シテ御答ヲ致シマス、柏田君ノ御尋ノ第一點ハ、本案提出ノ理由ヲヨリ過刻説明致シマシタ際ノ説明ト、朝鮮各道ノ林務主任會議ニ於テ私ノ名ヲ以チシ夕訓市ト相違シテ居ルデハナイカト云フ御尋デアリマシタ、私ノ名前テ朝鮮總督府ノ林務主任會議ニ於ケル訓市ヲ出シテ居ルト云フコトニ付キマシテハ、私實ハ其内容ヲ承知シテ居リマセヌ、不在中ノコトデアリマシテ、代理者ガ代理決擧ヲ致シタモノゾト存ジマスルガ、更ニ其内容ニ付キマシテハ取調ヲ致シマス、ソレデ此事ニ付キマシテハ如何ニモ此法案ヲ提出致シマシタニ付テ、何等カ理由ヲ作製シタカタ如キ趣旨ノ御尋ト存ジマシタガ、之ニ付キマシテハ前議會ニ於キマシテ議會ノ協賛ヲ仰ギマシタ豫算ニ、朝鮮ノ林政改革ノ計畫ガ總テ計上致サレテ居リマシテ、ソレニハ豫算委員ニアラレマシタ方ハ御持ニナツテ居ル事ト思ヒマスルガ、其際豫算ノ説明材料トシテ、朝鮮ノ林政ニ關スル説明書ト云フモノヲ差上げテ居ルノデアリマス、此朝鮮ノ林政ニ關スル説明書ニ、朝鮮總督府ガ鴨綠江、豆滿江流域ニ於ケル官有ノ山林ノ増伐計畫ヲ立て、居リマスコトハ、此昨年差上げマシタ参考書類ノ中ニ明瞭ニ記載サレテ居ル通リデアリマス、柏田君ノ御尋ハ一應御尤ト考ヘマスルノハ、朝鮮ノ各道ニ於ケル山林ハ洵ニ荒廢ニ致シテ居リマス、朝鮮ノ各道ノ山林ガ用材ト云ヒ、薪炭材ト云ヒ、之ヲ供給スルニハ十分デアリマセヌ、此事ニ付キマシテハ私ハ之ヲ争フ者デハアリマセ

又、唯、朝鮮總督府が林政ノ改善ノ計畫ト致シテ立テマシタコトハ鴨綠江、主トシテ鴨綠江デアリマス、鴨綠江及豆滿江ノ流域ニ於ケル山林ノ増伐ノ計畫ニ致シテ居ルノデアリマス、是は朝鮮ノ事情ヲ御承知ノ方ニハ、能ク御分リニナッテ居ル事ト思ヒマスルガ、非常ニ木材ノ蓄積ガアリマシテ、是ガ既ニ老齡ニ達シテ居ルノデアリマス、老齡過熟デアリマシテ、立枯ヲシツ、アルト云アラ状態デアリマス、加フルニ松毛蟲ノ被害ガ非常ニ甚シクテ、之ヲ研伐ヲ致サナケレバ非常ニ不利益ニ相成ルノデアリマス、斯様ナ次第デゴザイマスカラ、大正十五年度ヨリ木増伐ノ計畫ヲ立て、是ガ收入其他ニ付テハ前年度豫算ニ既ニソレド、計上サレテ居ル次第デアリマス、斯様ナ次第デアリマスルカラ、鴨綠江、豆滿江兩江ノ流域ニ於ケル木材ノ伐採ト云フコトハ、特殊ノ理由、特殊ノ必要ニ基イテ計畫ヲシテ居ル次第デアリマシテ、他ノ地方ノ荒廢シテ居ル山林ノ林相状態ヲ御覽ニナッテノ御意見ハ、一應御尤ト考ヘマスルケレドモ、此計畫ハ朝鮮總督府ト致シマシテハ、前年來既ニ實行ニ着手致シテ居ル次第デゴザイマシテ、本案提出ノ爲ニ殊更ニ理由ヲ作製致シタノデハゴザイマセヌコトヲ、御了承ヲ願ヒタインデゴザイマス、ソレカラ第二點ハ、朝鮮ニハ往々ニシテ非常ナ水害ガアルデハナイカ、其爲ニ受ケル所ノ被害ハ極メテナルモノガアル、殊ニ一年ノ水害ノ如キハ非常ニ甚大ナル慘害ヲ與ヘタモノデアル、是ガ復舊スラ尙ホ十分デナイデハナイカ、水害ノ原因ノ一ツハ山林ノ荒廢デアル、斯様ナ状態ニ現在ノ朝鮮ノ山林ガアルノデアリマス、然ルニ木材ノ伐採ヲスルト云フコトハ山林ヲ更ニ荒廢セシメルノデハナイカ、尙ホ又一面産米増殖計畫ヲ立て、居リナガラ、山林ヲ荒廢セシメテ其結果ハ田畠ヲ荒シ、產米常ナ水害ガアルノデアリマス、此水害ノ原因ハ御尋ノ通り、山林ノ荒廢セ或ハ其一因

ヲ成シテ居ルコトハ疑ナインデアリマス
ガ、又一方カラ申シマスト、山林ノ植栽ニ
シテ、ソレガ爲ニ山林ニ雨ヲ蓄積スルト云
フ力ガ何程モナインデアリマス、是ハ山林
カ縦シ繁茂致シマシテモ、朝鮮ノ降雨量カ
ラ見マスルト云フト、山ニ依シテ防ギ得ル
シテ、ソレガ爲ニ山林ニ雨ヲ蓄積スルト云
ハ極メテ僅ナモノデアルノデアリマス、
ノミナラズ朝鮮ノ荒廢シテ居ル山林ニ對シ
マシテハ、御尋ノ中ニモアリマシタ通り、
一面ニ於テハ砂防ヲ實行シ、或ハ獎勵シ、
又木ノ苗ヲ配布シ、山林ノ植栽ヲ頻ニ獎勵
致シテ居リマス、一面ニハ山林ノ伐採ニ付
テモ制限ヲ加ヘ、又火田民ニ對シテモ相當
ノ制限ヲ加ヘ、山林保護ニ付テモ、有エル
手段ヲ取シテ、保護ヲ致シテ居ルノデアリ
マス、斯様ナ次第ニアリマシテ、朝鮮全道
ニ——全鮮ニ瓦ル所ノ山林ニ對シテハ、或
ハ濫伐ヲ制限シ、或ハ植栽ヲ獎勵シ、或ハ
砂防ヲ行ヒ、或ハ火災ノ防止ニ努力致シマ
シテ、山林ノ改善ヲ企圖シテ居ルノデアリ
マス、今回計畫ヲ致シテ居リマスル朝鮮總
督府ノ山林ノ增伐計畫ハ、全鮮ニ瓦ルモノ
デハアリマセヌ、主トシテ鴨綠江竝ニ豆滿江
流域ニ於ケル、其儘立枯トナリツ、アル木
材ノ伐採ヲ計畫致シテ居ルニ過ギナインデ
アリマスカラ、他ノ地方ノ山林ノ荒廢及之
ヲ改善スル所ノ方策トハ、聊カ趣ヲ異ニ致
シテ居ル次第ニアリマスカラ、左様御諒承
ヲ願ヒタトイ思ヒマス、第三ノ御尋ハ、是
ハナイカ、結局此法案ニ依シテ關稅ノ課稅
復舊ニモ努力ヲ致シテ居リマスルシ、又水
害ノ防止ニモ力ヲ盡シテ居リマスルガ、昨
年來朝鮮總督府ノ計畫致シマシタ山林ノ增
伐計畫、並ニ今回提案致シマシタ關稅ニ關

スル朝鮮ノ特例ヲ廢止致スト云フコトハ、之ニ由^ツテ以^テ全鮮ノ水害ヲ多カラシメ、或居リ、過熟シテ居リマスル結果、自然ニ立枯トナリマスル上ニ、蟲害ヲ受ケテ伐ラナケレバ、徒ニ天物ヲ暴殄スルト云フ状態ニ在ルノデアリマスカラ、之ヲ増伐ヲスルト云フコトニナリマシタ、其結果ト致シマシテ、朝鮮内ニ於ケル木林ノ自給自足ガ出来ル、斯様ナコトニ考ヘテ居ル次第デアリマス、而シテ其計畫ハ昨年既ニ豫算委員トナラレマシタ方ニ、詳シキ説明書ヲ差上げテ居リマスル、次第デアリマスカラ、何卒左様御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 柏田君ノ御質問中ニ、此法律ヲ議會ニ提出スルマデハ、外務省並ニ關東廳ニ對シテ祕密ニシテ居シタヤウデアルト云フコトデアリマスガ、左様ナ次第デハナイノデアリマス、尤モ拓殖事務局ノ方カラ外務省、或ハ關東廳ニ照會シテ意見ヲ求ムル手續ハ執ラナカッタカモ知レマセヌ、其點ニ付テハ明確ニ致シテ居リマセヌケレドモ、ソレハ祕密ニスルト云フ意味デハアリマセヌデ、只今御聽ニナリマシタ通り、此關稅ヲ普通法ニ戾スト云フコトハ、昨年朝鮮總督府ニ於テ林業ノ計畫ヲ立テマシタ時カラ、其考ヲ以テ進ンデ居シタノデアリマシテ、拓殖事務局ハ其意見ヲ聽イテ、之ニ依^テ關東廳管内ノコトモ、總督府管内ノコトモ、共ニ考ヘテ適切ナリト云フ意味デ法律案ノ起草ヲ致シテ、總督府ノ起草ニ對シテ拓殖局ガ是ガ進行ヲ圖リマシタト云フ順序デ、決シテ其間外務省又ハ關東廳ニ祕密ニシテ、突然トシテ之ヲ出シタト云フ次第デアリマセヌ、是ダケノコトハ申上ゲテ置キマス

〔政府委員男爵矢吹省三君登壇〕

○政府委員(男爵矢吹省三君) 外務大臣差支ノ爲ニ出席出來マセヌノデ、私カラ御答申シマス、只今柏田君ノ外務省ニ對スル御

質問ハ一一點デアリタト思フノデアリマス、即チ此度ノ法律改正ニ依ツテ、支那ニ於テハ我國ニ對シテ輸出スル豆糟ノ如キ重要ナ付キマシテハ、吾々ニ於テハ決シテ其憂ナシト信ブルノデアリマス、何トナレバ、此度ノ法律改正ハ何等支那ノ貨物ニ對スル差別待遇ヲ致スノデナク、一般ニ朝鮮ニ輸入スル木材ニ付テ、均一二課稅ヲ致スノデアリマス、而シテ其課稅ノ率ハ内地ノ國定稅率ト等シキ程度デアリマシテ、而モ支那ニ對シテ差別的待遇ヲ與ヘントスモノデナイコトハ、誰ガ見テモ明瞭デアリマス、隨ヒマシテ此際支那政府ニ於テハ、我國ニ對スル重要ナル輸出物ニ、特ニ報復的課稅ヲ爲スガ如キコトハ、有リ得ベカラザルコトト信ジテ居ルノデアリマス、此點御答辯申上ダマス

○柏田忠一君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ御許ヲ願ヒマス——湯淺總監ハ二十一日全道林務官會議ニ訓示シタコトハ、己ノ名前デヤツタカ知レヌガ、其内容ハ承知シナイ、斯ウ云フ御話デアリマス、苟モ政務總監ノ地位ニ在ラテ、確カ林務部長デアルト思フヒマスガ、其人ノ爲シタ演説ノ内容ハ知ラヌト云フヤウナコトデ、朝鮮ノ所謂林業政策ナルモノヲ立テ、是カラヤッテ行カウト云フコトハ、極メテ困難デナイカト思フ、部下ノ事ニ付テハ一切責任ヲ負フト云フ肚デオキデニナラナケレバナラヌノニ、承知セヌート云フノハ如何カト思フ、併シソレハ答辯ヲ求メマセヌ、又鴨綠江乃至豆滿江沿岸ニ增林ヲ致シテ居ル、仍テ之ヲ伐タ所ガ水害其他ノ問題ニハ影響ガナイ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、鴨綠江ノ下流新義州ハ年々洪水ノ爲ニ苦シニ居ル、彼處ニハ堤防ヲ築イテ水ノ侵入ヲ防イク増水ハ更ニ甚シイモノガアラウト思フノデアリマス、サウスレバアノ堤防が缺潰サ

レテ新義州ガ水ニ浸ルコトハ明瞭アル、
ソレ等ノ點ニ付テハドウ云フ考ヲ以テ進マ
レルカ、決シテ是ハ水害ト無關係デハナ
ト思フノデアリマス、更ニ矢吹政務次官ニ
一點御伺シタインデアリマス、外務省ハ移
住ノ獎勵ヲシテ居ル、獎勵費モ現ニ計上シ
策ニアリマス、更ニ滿蒙ニ對シテハ經濟的ノ
發展ヲシナケレバナラヌト云フノハ是ハ國
策ニアリマス、安東縣ニハ現在二千九百
人、約三千人バカリノ在留者ガアリマス
ガ、其二割ハ製材ニ依シテ衣食シテ居ルノ
デアリマス、若モ此關稅ガ大正九年ノ制度
ニ復シマスナラバ、恐ラク此三千人ノ二割
ト云フモノハ全ク衣食スルコトガ出來ナイ
コトニナリハセヌカ、越エテ新義州ノ方ニ
移ツテ製材ヲスルカ、又之ヲ中心トシテ色
色ナ仕事ヲヤッテ居ル人々モ、隨テ在留ス
ルコトガ困難ニナツテ内地ニ歸ルカ、或ハ
朝鮮ノ方ニ移住シナケレバナラヌ結果ニ立
至ルト思フノデアリマス、日本ガ滿洲ニ植
民政策ヲ執リマシテ、今日マテ二十有餘年、
現在十八万ノ人ガ居ルノデアリマスガ、幾多
ノ事情カラ中々困難ヲ感ジ、年々歲々此在
留者ノ數ハ減ジテ居ルノデアリマス、今又
斯ウ云フ問題ヲ茲ニ突如トシテ御出シニナ
ルトスレバ、安東縣ノ製材ト云フモノ、死
活ニ關スル問題ニナルト思ヒマス、是ハ外
務省ノ長年執ツテ居ラ所ノ大方針、殊ニ對
滿ノ政策ト矛盾シハセヌカ、此點ニ付テ今
一應御伺シテ置クノデアリマス

〔政府委員湯淺倉平君登壇〕
○政府委員(湯淺倉平君) 只今柏田君ヨリ
重ネテノ御尋ノ前段ニ私が甚ダ無責任デア
ルカノ如キ御言葉ガアリマシタノハ、前回
私ノ御答致シマシタ言葉ガ足ラナカッタカ
ト考ヘマスノデ、答辯ハ御求メデハゴザイ
マセヌデシタガ、重不テ其點ヲ辯明致シテ
置キタイト存ジマス、私ハ私ノ名ニ於テ爲
サレタル訓示ニ對シマシテ、責任ヲ回避ス

ルト云フヤウナ考ハ毛頭ゴザイマセヌ、唯
御尋ノ際ニ、其訓示ノ文章ヲ見テ居リマセ
ヌト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、只
ニアソコニ其文章ノ載ツタ訓示ガ參ツテ居リ
マスクレドモ、マダ精讀スル暇ガゴザイマ
セヌノデアリマスガ、大體御答致シマシタ
ヤウニ、朝鮮ノ薪材、用材ト云フモノガ、
大體カラ申シマスト、十分デハナイト云フ
コトハ是ハ爭ヒハ致シマセヌ、昨年差上げ
マシタ林政ニ關スル説明書ニモ其事ハアル
ノデアリマス、サリナガラ鴨綠江ノ上流地
方ノ狀態ヲ申シマスルト、ドウ云フコトニ
ナツテ居ルカト申シマスト、昨年印刷致シ
マシタモノ、中ニモ其事ヲ書イテゴザイマ
ス、一般ニ伐期ヲ經過シテ居ル所ノ老齡
過熟林デアツテ、就中鴨綠江流域ニ於ケ
ル針葉樹ハ蟲害ノ爲ニ漸次枯死シツ、アル
現狀デアル、然ルニ現在ノ一箇年ノ伐
採量ハ、僅ニ二百八十九十万尺締デアツテ、
將來此伐採量ヲ持續シテ居ツテハ、徒
ニ山地ニ多數ノ木材ヲ腐朽セシメル結果
トナルノデアルカラ、森林ノ更新、林利
ノ保續及處分ノ關係ヲ考慮シテ、成ベク
速ニ之ヲ有利ニ利用セントスル計畫ノ下
ニ、各年度ニ要スル伐採量ヲ掲載致シテ
居ルヤウナ次第ゴザイマスカラ、其
邊ハ宜シク御覽ヲ願ヒタイト存ジマス、
ソレカラ斯ノ如ク鴨綠江流域ニ於テ木材
ノ曾伐ヲ致シマシタナラバ、其結果ハ下
流ニ於テ水害ヲ激甚ナラシメルノデハナイ
カト云フ御尋デ、是モ一應御尤ニ存ジマ
ス、御承知ノ通リ鴨綠江ニ致シマシテモ、
或ハ豆滿江ニ致シマシテモ、河身ガ或ハ對
岸ニ偏リ、或ハ此方ニ偏リマシテ、流勢ガ
一樣デアリマセヌ、ソレガ爲ニ平素デモ沿
岸ニ於テ相當ノ被害ガアルノデアリマスル
ガ、殊ニ洪水ノアリマスル時ハ、其被害ハ
相當ニアルノデアリマス、現ニ昨年ノ如キ

モ可ナリ激シイ洪水ガアツタノデアリマス、
之ヲ如何ニスルカト云フ御尋テアリマスル
ガ、是ハ御尤ト存ジマス、併ナガラ此洪水
ガ朝鮮總督府ノ木材會伐計畫ニ依ツテ起ル
モノトハ考ヘマセヌ、又木材ノ會伐計畫ヲ
中止シテ此水害ヲ防ギ得ベシトハ考ヘマセ
ヌ、何故カト申シマスト、鴨綠江ノ流域ニ
於キマシテ木材ノ伐採ヲ致シマスル時ニ
ハ、既ニ相當ノ稚樹ガ發生ヲ致シテ、相當
ナ林叢ヲ後ニ成シテ居ルノデアリマス、即
チ老齡ノ樹ヲ伐採致シマシテモ、其跡ニハ相
當ノ成本ガアルノデアリマス、天然更新ニ
依シテ其儘跡ハ林叢ヲ成スノデアル、ノミナ
ラズ、對岸ニ於テモ、矢張遠慮ナク木材ノ伐
採ヲ致シテ居ルト云フヤウナ次第デアリマ
スカラ、朝鮮ノ側ニ於キマシテ老齡、過熟、
蟲害等ノ爲ニ枯死セントスル材木ヲ、其儘
ニ致シテ置クト云フコトハ、非常ニ不利益
デアリマスカラ、之ヲ伐ルト云フコトハ、洵
ニ已ムヲ得ナイコト、存ジマス、而シテ鴨
綠江ノ下流ニ於ケル水害ニ付キマシテハ、
十分ナコトハ出來マセヌケレドモ、之ニ對
スル水害復舊等ノ工事ハ、自ラ別ノ問題ニ
ナルト考ヘマス(拍手)

○議長(柏谷義三君)

矢吹政府委員

〔政府委員湯淺倉平君登壇〕

○政府委員(湯淺倉平君) 三善清之君

(三善清之君登壇)

○三善清之君

諸君、私モ武藤君並ニ柏田

君ト同様ニ、只今提案デアリマスル大正九

年法律第五十三號、朝鮮ノ特例法律デアリ

マシテ、輸入木材ニ對シテ關稅ヲ撤廢シタ

其案デアリマス、是ハ最モ朝鮮ノ其統治現狀

ニ於テ、尙且ツ適切ナル法律デアルト吾々

ハ信ジテ居ル、然ルニモ拘ラズ、突然斯様

ニ改正案ヲ提出サレタコトハ、賢明ナル齋

藤總督ノ爲ニ甚ダ惜ムノデアリマス、私ハ

此質問ニ付テ條件ヲ附ケマスガ、總督府ノ

官吏諸君カラ彼此レ御說明ヲ伺フコトハ、

殆ド必要ガナイト私ハ思フ、而シテ總理大

臣ノ只今柏田君ニ對スル答辯ニ於テ、拓殖

云々ノ御說明ガアリマシタガ、固ヨリ朝鮮

ノ拓殖事業ハ吾々モ必要デアルト感ジテ居

リマスルケレドモ、亞細亞大陸ニ於ケル經

濟的大政策ト云フコトハ、ソレ以上ノ大十

外務大臣ニ對シテ御尋ヲ致スノデアリマ

ス、此度ノ朝鮮總督府ノ此案ハ、全ク羊頭

ヲ揭ゲテ狗肉ヲ賣ルノ法律案デアルト私ハ

思フノデアル、大切ナル我ガ亞細亞大陸ノ
經濟政策ヲ根柢ヨリ破壊セラレル法案デア
ル、甚ダ暴舉ヲ敢テスルモノデアルト私ハ
信ズル者デアリマス、由來朝鮮ハ、所謂鶴
林八道ハ樹木知ノ通り殆ド禿山デアル、而
シテ唯一部森林ノアルノハ其北部デ、所
謂咸鏡北道或ハ南道ノ一部デアル、蓋シ是
ハ李朝時代ノ政治ノ頽廢ガ斯様ニナシテ、今
日モ尙ホ森林ノアルノハ其一部デアルト云
フコトハ、滿場ノ諸君、政府モ亦能ク御承
知デアラウト思フ、ソコニ朝鮮ノ木材ガ甚
ダ缺乏デアル、爲ニ需要供給ノ均衡ヲ得セ
シノ、比較的安價ナ木材ヲ朝鮮開發ニ供給
スル上ニ於テ必要ナリト思ウテ、吾々ハ此大
正九年ノ法律ヲ可決致シテ居ルノデアリマ
ス、而シテ朝鮮ノ狀況ハ其當時ト今日
ト——今總督府ノ官吏諸君ガ一旦出サレ
タ案ダカラ、ドウカシテ通過シタイト云
フ者モアリマセウガ、吾々殆ド聽ク價ガ
無イ、當時ノ狀況ト今日ノ狀況トハ大體
ニ於テ變ツテ居ラヌ、而シテ現今ニ於テ
朝鮮全道ニ要スル木材ノ原木ノ消費高
ハ、一箇年約一千五百万圓デアルト云フコ
トデアル、是ハ確實ナリ調ベデアル、政
府ハ如何ニ仰シヤルカ、吾々ハ確實ナ調ベ
ヲ持テ居ルノデアル、然ルニ斯様ニ大部
分ノ木ヲ出スト云フコトハ逆モ出來ナイ、
現在ニ於テ最大能力ガ一箇年ニ於テ僅ニ百
二十万尺繩デアルト云フコトデアル、其
價ハ大體約六百万圓デアル、サウスルト現
在需要額ノ約四割シカ無イ譯デアル、ソレ
林ニ於ケル咸鏡道ノ一部ノ木材デアルカラ
デアル、之ニ鐵道ヲ敷設スルコトハ頗ル不
經濟、不可能ノ問題デアリマシテ、不經濟

ニ構ハズニヤレバソレハ鐵道モ出來マセウ、而モ一方ニ於テ天然ノ運輸ノ賜物ハアル、即チ鴨綠江ト云フ大河ガアル、此大河是ハ絕對的ノ議論デアル、又實際ニサウデアル、然ルニ此鴨綠江ノ大河モ御承知ノ如ク、結水期或ハ霖雨期デ年中故障ガアツテ、實際十分ニ使用サレルノハ無論四箇月ホ力ナイ、而モ鴨綠江ヲ使用シテ此木材ヲ伐出スト云フノハ、其七割八割ハ南滿洲ニ於ケル本材ヲ出シテ居ルノデアル、朝鮮側カラ出ルノハ僅ニ二三割ニ過ギナイ、左様ナ状況ニ在ルニ拘ラズ、今回ノ朝鮮總督府ノ案アリマス、現在安東縣ヨリ朝鮮へ輸入シテ居ル金高ハ約百万圓デアル、之ヲ尺締ニスルト製材原材ヲ併セテ百五十万尺締ニアル、斯様十モノガ今供給サレテアル、即チ現在ノ需要ノ六割ハ鴨綠江カラ供給ヲシテ居ル、斯様ナ大量ノ原木ヲ此山又山ノ困難ナル咸鏡道方面カラ取シテ、自給自足スルナント云フコトハ固ヨリ事實不可能ノコトハ明デアリマス、是ハ朝鮮ノ爲ニ、又朝鮮ニ付テハ先刻申シマシタ如ク、總督府ノ御役人方ノ答辯ハ聽ク必要ガナイ、總理大臣及外務大臣カラ賢明ナル答辯ヲシテ貰ヒタル、隨テ木材ハ高クナル、斯ワ云フコトデリマシタナラバ、安東縣方面ヨリ朝鮮ニ輸入スル木材ニ付テハ今後關稅ヲ掛ケラルモノデアリマス、其次ハ此法案ガ若シ通ニ付テハ先刻申シマシタ如ク、總督府ノ御役人方ノ答辯ハ聽ク必要ガナイ、總理大臣及外務大臣カラ賢明ナル答辯ヲシテ貰ヒタル、隨テ木材ハ高クナル、斯ワ云フコトデリマシタナラバ、安東縣方面ヨリ朝鮮ニ輸入スル木材ニ付テハ今後關稅ヲ掛ケラル

利デアリマセウガ、國策ノ上カラ申シマシテハ、朝鮮ノ爲ニモ甚ダ宜シクナイ、斯様ニ考ヘル、朝鮮ノ爲ニモ大阻害デアルノミナラズ、此日露ノ大戰役ハ吾々國民全力ノ財產生命ヲ投シテ此戰勝ヲ得タ、其戰勝ノ結果得タル此所謂既得權デアル、此安東縣ノ國民ノ經濟ヲ、根柢カラ覆ヘスコトニナルノデアル、政府ハ安東縣ノモノヲ以テ外ヤ、眞逆サウ云フ馬鹿ナ政府ノ方モアルマイト思フ、米國ノ木材ヲ日本ニ輸入セラルル如クニ見テ居ルノカ否ヤ、左様ナ考モナカラウト思フ、海ニ奇怪ナ案デアル、此案ハ畢竟大ナル愚案デアル、我ガ國民ノ滿蒙ニ於ケル經濟發展ヲ大ニ阻碍妨害スルモノデアルト本員ハ認メルノアリマス、政府自身ニ於テ此案ヲ撤回スルノ意思ガ有ルカ無イカ、過日來仄ニ聞ク所ニ依レバ是ハ私ノ推測デアリマスルケレドモ、蓋シ齋藤總督ノ盲判、斯様ニ考ヘルノデアル、外務省アタリニ於テ無論聰明ナル御考ガアルデアラウト思フ、然ルニ此案ガ茲ニ提出サレタコトハ、實ニ吾々國家ノ爲ニ甚ダ憂慮ニ堪ヘナシ、政府が撤回セズトモ議會ハ之ヲ否決スル所ノ經濟發展ハ、鴨綠江ヲ界トシテ大連、安東縣ハ其門戸デアリマス、此門戸ハ日露戰役ノ以前ニ於キマシテ、安東縣ナドニハ日本人ノ隻影ダモ見受ケナカッタノデアリマス、左様ナ處ガ今日我が満蒙開發ノデアル、今ヤ安東縣ハ大連ト共ニ、我ガ亞細亞大陸ノ一大機源地デアリマス、斯様ナ大切ナル大陸政策ノ大機關デアル 安東縣ハ、鴨綠江ノ上流ヨリ下ル木材ヲ以テ之ヲ

一大生命トシテ居ルノデアリマス、然ルニ外國人ナラザル日本人ノ經營セル此業ニ對シテ、大打擊ヲ與ヘ、而シテ安東縣ガ二十九年ニ方經濟的大發展ヲ致シタモノヲ根柢ヨリ破壊セントスルノハ、洵ニ無義極マル竊目的法案デアルト私ハ斷ズルニ於テ憚ラナイ、故ニ政府ニ對シテ茲ニ警告ヲ致スト同時ニ、滿場ノ諸君ハドウカ斯様ナ法案ニ向ヅテハ、即決否決ヲシテ貰ヒタイ、斯様ナ意味ニ於テ質問ヲ致シマス(拍手)。
〔國務大臣若柳禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若柳禮次郎君) 三善君ハ本案ニ付テ政府トハ異シタ意見ヲ御持ニナツテ居ルヤウデアリマス、即チ本案ノ如クスルコトハ、朝鮮ノ林業ノ爲ニモ宜クナイト云フ。出發點カラ御質問が起シタヤウデアリマス、之ニ付テハ先程カラ朝鮮總督府ノ政府委員會之ニ付テハ先程カラ朝鮮總督府ノ政府委員會ニ於テ林業ノ計畫ヲ大正十五年カラ立テ、並ニ私モ之ニ言及致シマシタガ、朝鮮總督府ニ於テ林業ノ計畫ヲ大正十五年カラ立テマシタ時ハ、矢張伐採ハ何處ノ材木ヲ伐採スル、植林ハ何處ニ植林ヲスル、而シテ外國カラ入ルモノハドウ云フヤウニ完全ニ取扱フカト云フコトニ付テ、各其計畫ヲ定メテアリマシタ、其結果ガ茲ニ現ハレタノデアリマシテ、政府ノ見ル所ハ三善君ノ御覽ニナツテ居ル所トハ違テ居ルノデアリマス、ソレ故ニ、此點ハ、先程朝鮮總督府ノ政府委員ノ答へタ所ヲ以テ、三善君ノ第一ノ御質問ノ答辯ニ私ハ致シタイト思ヒマス、第二ノ御質問ハ、本案ヲ以テ洵ニ宣シタノデアリマスカラ、撤回スルト云フ意意思アリヤ否ヤ上云フコトデアリマシタ、テ日本人ガ盛ニ事業ヲシテ居ル、是ハ多年ノ努力ニ依ツテ滿洲ノ入口デ是ダケニ發展

シマシテモ、又一般的ノ農村振興ノ上カラ申ダ公正ヲ缺クモノデアルト私ハ思フ、此ニ於テ私ハ農林大臣ニ御伺スルノデアリマスガ、農林省ニ於テハ種々ナル方面ヨリ造林ノ獎勵、人口食糧問題ノ解決ノ上ニ於テ施設計畫ヲ爲シ、又爲サントスル抱負ガアルニ相違ナインデアリマスカ、北海道ニ與ヘントスル所ノ特典ヲ内地ノ拂下地ニモ與ヘタナラバ、相當ナル效力ヲ持來スコトハ言ハズシテ明デアル、各府縣ニ於テ數千町歩ニ瓦ル御料地ノ拂下ハ、近來頻々トシテ行ハレテ居ルノゴザイマス、ソレニ對シテ府縣ニ於テハ、拂下後直ニ地租ヲ課スル、北海道ダケハ特典ヲ與ヘルト云フコトハ、左ナキダニ北海道方面ニ對シテハ、拓殖計畫等ニ依テ相當ナル特典ガ與ヘラレテ居ル、府縣ハ顧ミラズシテ、北海道ニハ斯ノ如キ單行法マデモ出シテ特典ヲ與ヘルト云フニ至テハ、政府ノ處置ガ甚ダ徹底致意見ヲ有セラレルカドウカ、此點ニ付テ御臣ト致シマシテハ、此ノ人口食糧問題、或ハル所ノ特典ヲ將來與ヘルコトヲ可トスルノ今日ノ民力ノ程度ニ鑑ミル所ガアリマシテ、内地ノ拂下地ニ對シテ、此法案ノ認ム申上ゲマシタ所ノ趣旨ニ付テ、政府ノ方針、政府ノ抱負、計畫ノ在ル所ヲ御元モ願ヒタ即チ大藏大臣、農林大臣ヨリ、大要今私ノイノデゴザイマス（拍手）

鑿、其他發達ヲ促ス必要上ヨリ、此特例ヲ
布クノデアリマス、内地ニ於キマシテモ、
北海道ノ如ク拓殖開發ノ必要ノ無イコトハ
アリマセヌガ、既ニ相當ニ發達シテ居ルノ
デアル（ノウ）北海道ニ於キマシテハ、
拓殖開發ヲ促ス必要ガアルノデアリマスカ
ラ、此特例ヲ布クノデアリマス、内地ニ於
テハ之ヲ適用致サヌ積デアリマス（拍手）

ラウト思ヒマスルガ、唯、茲デ申上ダゲテ置キタインハ、内地ニ於キマシテモ地租條例ニ於テ保護スル外ニ、只今申ス三十四年ノ法律ニ依テ、更ニ進シダ保護ヲ内地ノ開墾者ニ向テ與ヘテアルト云フコトハ御承知デアリマセウガ、附加ヘテ御参考マデニ申上ダゲテ置キマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 質問ノ通告モアリマセヌカラ、直ニ採決致シマス、本案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○砂田重政君 直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り、可決確定

セラレンコトヲ望ミマス

〔「賛成」賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 砂田君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

君
長ノ報告ヲ求メマヌス、委員長黒住成章
吉君外二十六名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報呈書
一議院法中改正法律案(小川平吉君外二
十六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和二年二月二十五日
委員長 黑住 成章
衆議院議長稻谷義三殿
〔黒住成章君登壇〕
○黒住成章君 付託ニナリマシタ法律案ノ
中デ、小川平吉君外二十六名提案ニ係ル議
院法中改正法律案ノ委員會ノ顛末ヲ御報告
致シマス、本案ハ貴族院ニモ衆議院同様、
豫算ノ審査期間ヲ定メントスル法律案ニアリ
マス、而シテ此法案ハ既ニ本院ヲ二回通過
ヲ致シテ居リマスルノミナラズ、此度ノ提
案ハ各派聯合ノ提案ニ係ルノデゴザリマシ
テ、隨て案自體ニハ質疑應答ハナイノデア
リマス、殆ド審議ハ今迄ニ盡サレテ居ル
マス、唯、委員中ヨリ政府委員ニ對シテ質
問ガアリマシテ、既ニ二回此法案が御提案
ニナリ、而シテ此支持ニ努メラテ居ルニ
拘ラズ、今期議會ニ於テ此御提案ガ無イノハ
如何ナル理由デアルカ、又此案ガ貴族院三
廻タ場合ニ、政府ノ意見ヲ求メラレタ時ニ
底ヲ缺ク憾ミガアリマシタノデ、更ニ總理
員諸君ヨリ出マシタル質問デアルノデアリ
マスルガ、政府委員法制局長官ノ答辯ニ徹

ガ、此度五十二議會ニ於キマシテハ、政府ハ各種ノ法案ヲ續々御出シニナルノデアリマス、是レ各、重要ナルモノデゴザイマセバ、彼ノ不良住宅地區改良法案ノ如キ、或ハ公益質屋法案ノ如キ、皆是レ社會政策ヲ完全ニ徹底セシム目的デアリマセウ、而シテ此人類現在ノ社會ニ於テ、利益幸福ヲ招来スル御心持デアリマセウ、此花柳病豫防法案ノ如キモ、畢竟其邊ノ意味モ含マレテ居ルモノト信ズルノデアリマスルガ、斯ノ如キ法案ニ於キマシテハ、逐次累年、是ヨリ以後豫算ヲ多大ニ伴ヒマスル法案デアリマス、唯、單ニ法律ト云フモノヲ出シ置イテ、サウシテ其法律ノ效果ニ於テ完全ニ其成績ヲ擧ゲルト云フコトハ、是ハ不可能ナルモノデアリマシテ、且ツ多大ナル豫算即チ金ガナクテハ、其目的ト云フモノハ完成セラレナイト云フコトハ、是ハ明カナル事實デアル、不良住宅地區改良法案ノ如キモ、先づ六太都市ニ之ヲ行ウテ、漸次都會地ニ之ヲ行ウテ、遂ニハ一般國民ノ不健全ナ、健康狀態ニ副ハナイ所ノ不良住宅ヲモ改良スルノ目的ヲ達行シナケレバナラヌヤウナ事デアリマシテ、蓋シ此法案ヲ完全ニ執行スルト云フコトニ至リマシテハ、將來夥シク國費ト云フモノガ膨脹スルト云フコトハ、是ハ自然ノ事實デアル、公益質屋法案ノ如キモ矢張同性質ヲ含シデ居ルノデアル、花柳病豫防法ノ如キモ亦私共ハ左様ニ見ルノデアル、其見マヌル所以ハ、此度規定サレテ居リマスル所ノ第三條ニ明ニ書イテアル所ノ――末尾ニ書イテアリマヌル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルト云フコトデアル、此經費ヲ國庫ガ補助致シマセバレバ、地方ト雖モ中ニ財源ニ苦ニ、負擔多キノデアリマシテ、之ヲ完咸スルコト

ハ出來ナインデアリマスルカラシテ、要スル
ニ國庫ガ經費ヲ多大ニ支出シテ、此目的ヲ
貫クト云アコトノ手段ニ出デナケレバナラ
ヌトヨコトデアリマスルカラシテ、私ハ
モアリマスカ知ラヌガ、今此内閣ハ最早斷
末魔デアラネバナラヌト思フノデアル（ノ
ウ～）ソレガ斯ノ如キ法案ヲ澤山、澤山
御出シニナシテ、後デ此始末ヲ致ス所ノ政治
家ハ、又ヤレ經費ガ膨脹シタ、經費ガ膨脹
シタト云フヤウナル譏ヲ受クルト云フノ已
ムヲ得ザル、茲ニ濫觴ヲ澤山ニ作ルト云フ
疑ガ吾々ハアルノデアリマス、併シ亞米利
加ノ如ク黃金國デアリマシテ、歲入ガ何時
デモ餘テ國庫ニ溢レ込ンデカラニ、ソレヲ
使フ按配ニ困ルト云フヤウナ國柄ナラバ、
此様ナモノヲドシ～オヤリニナルガ宣シ
ウゴザイマスガ、不幸ニシテ我ガ帝國ハ、
他ノ事デハ列國ニ甚シキ遜色ハナオカ知レ
マセヌガ、何ヲ申シテモ金ノコトハ殘念ナ
ガラ今日國ツテ居ル國柄デアルノニ、斯様
ニ法律ヲ濫發デハアリマスマイガ、澤山御
出シニナシテ、サウシテ之ヲオヤリニナル
ト云フコトハ、如何ナモノデアリマセウカ、
之ニ付テ私ハドウ云アヤウナ御考ヲ持テ
居ラル、ノカ、承リタイノデアル（愚問愚
問「謹聽々々」ト呼フ者アリ）少シク案ノ主
體ニ入シテ今度ハ御尋致シマスガ、第三條
ノ規定ニ依リマスレバ「經費ノ六分ノ一乃
至二分ノ一ヲ補助ス」ト云フコトガ書イテ
ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療
アリマス、此經費ナルモノハ「花柳病傳播ノ
費用ノコトデアラウト信ズルノデアリ
マス、然ルニ此第三條ノ規定ハ「經費ノ

六分一乃至二分ノ一ヲ「補助ス」ト書イテアルノデアル、之ヲ普通ノ常識ヲ以テ解釋ヲ致シマスルト云フト、經費ノ六百圓デアル、斯ウニ云フコトハ明ニ普遍的ニ之ヲヤルト云フコトニ致シテ置キマセヌト云フト、後日之ヲ受クル所ノ方面ニ於テハ、非常ニ私ハ諸種ナ議論ガ起ツテ來ハセヌデアラウカト心配スルノデアリマス、之ニ付テ此區別ヲ明細ニ實例ヲ以テ示サレタイト思フノデアリマス（「實例ハナイ」ト呼フ者アリ）實例ハ追々出來ルノデアル、第ニ條ニ規定シテアリマス所ノ「業態上花柳病傳播ノ虞アル者三云々ト云フコトガアル、是ハ甚ダ二字義明白ヲ缺キマスルケレドモガ、此業態上ト云フ文字ハ例ヘバ藝妓、酌婦或ハ旅館ノ女中ト云フヤウナ者マデモ包含スルノデアルヤ否ヤ、業態上ト云フ文字ハ是ハ如何ニ常識ヲ以テ解釋ヲ致シマシテモ、甚ダ不分明ナル文字デアル、此業態上ト云フ文字ハ、立法トシテ用エベキ文句ト致シマシテハ、モウ少シ其區分ヲ明瞭ニ書イテ置キマセヌト云フト、甚ダ私ハ困リハセヌカト思フ、現ニ吾々ノ知リ得ル所ニ依リマスレバ、今日ニ於テモ警察犯處罰令ト云フヤウナモノガアリマシテ、府縣ノ警察ニ於キマシテ旅館ノ女中見タヤウナ人、若クハ之ニ類スル人達ヲ警察ニ喚出シマシテ、之ヲ強制的デハアリマスマイ、其人ノ承諾ヲ得テ、身體検査ヲスルト云フコトデアル、是ハ大人シタ身體検査ニ應ズルカラ宜シイデアリマセウガ、私共ナラバ容易ニ應ジ難イノデアル（笑聲起ル）アナタ方ハ聽カザラント欲スレバ彼方ヲ向イテ居ラシヤイ、今日ニ於テモ人權蹂躪ノ虞ノアル事情ヲ吾々ハ承テ居ル、洵ニ男子ニ致シマ

シテモ婦人ニ致シマシテモ、貴重ナル部分ト云フモノハ、是ハ親ニモ見セヌ大事ナモノデアル、之ヲ眇タル一警察官若クハ警察モ、斯様ナルコトヲ致スト云フコトハ、私ハ日本ノ如キ文明國トシテ甚ダ悲ムベキ事デハナイカト思フノデアリマス(拍手)所ガ此花柳病豫防法ト云フモノノ精神ヲ御屬行ニナルト云フ時ニハ、必ズ今申上ダタヤウナ事例ヲ徹底的ニオヤリニナル時代ガアルデアラウト思フ、是レ甚ダ吾々ハサウ云フヤウナ業態ノ人方ニ向シテ、非常ニ此立法ノ上ニ於テ考慮センナラヌコトデアルト信ズルノデアリマス、此邊ハドウ云フ御取扱ニナルモノデアリマスカ、又第五條ノ御規定ニ依リマスレバ、私共法律ト云フコトニ付テハ暗イ者ニアリマスルガ、此法文ヲ大體ニ羅レルコトヲ知リテ賣淫ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス」ト云フコトガアリノデアル、第五條ノ「傳染ノ虞ケル花柳病マスガ、賣淫ナドト云フ文字ハ、最早帝國ノ如キ文化向上ヲ致シタ國ニ於テハ用ヒズシテ、之ニ代ル好字面ガアリ、又好字句ガアルデハナイカ、然ルニ何故ニ賣淫ト云フヤウナ強烈ナル文字ヲ用ヒラレタノデアルカ、是レ甚ダ吾々ハ解釋ニ苦ムノデアル、又之ヲ罰スルノハ歐米先進國ト雖モ體刑ヲ用ヒズシテ、大抵罰金刑ヲ以テ之ヲ處理シテ居ルヤウニ吾々ハ承シテ居ルノデアル、然ルニ此度ノ立法ヲ拜見致シマスルト云フト、非常ナル重刑ニ處スル、即チ體刑ニ處スル、身體ヲ拘束スル、即チ三箇月以下ノ懲役ニ處スルノデアリマスルガ、斯様ナ嚴罰ニ處スルト云フ理由ハ、今日ノ進歩セル

國情ニ私ハ伴ハヌコトデハナイガト信ズル
ノデアル(拍手)斯様ナ嚴罰主義ニ今日ニ於
テ、立法セナケレバナラヌト云フ大理由何
レニ在リヤト云フコトヲ、明ニ御市ヲ願ヒ
タイノデアル、殊ニ此第五條ノ第一項ニ於
テ「賣淫ノ媒合又ハ容止ヲ爲シタル者ハ六
月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處
ス」ト云フコトガアル、サウスルト云フト
是ハ六月以下ノ懲役ニ處セラル、ノデアッ
テ、勿論六箇月以下デアリマスルケレド
モ、最極刑ハ六月ノ懲役ニ處セラル、ノデ
アリマス、所ガ此賣淫ノ媒合トカ容止ト云
フヤウナコトヲ爲スト云フコトハ甚ダ文明
國人ノ恥ゾルコトデアルガ、左様ナコトヲ
殘念ナカラ致ス者ガアツタ時ニ、是ハ寧ロ
私共ハ金ヲ取テ淫ヲ鬻ガントシタ者デア
ルカラシテ、金刑ニ處シタ方ガ本人ニ於テ
モ是ハ引合ハナイノミナラズ(笑聲)非常ニ
困ルノデアルカラシテ、之ヲ是非共體刑ニ
處セネバナラヌト云フ法理ノ原則ハ何處カ
テ御考ニナツタモノデアルカ、之ヲ承リタ
イノデアリマス、ソレカラ第六條ノ御規定
デアリマス、之ニ於テモ文理甚ダ面白クナ
イ「醫師傳染ノ虞アル」ト云フヤウナ文字ニ
ナツテ居ル、醫師ノ下ニ「コンマ」ガアッテ醫
師ガトカ、醫師ニシテトカ書クベキ所ト思
ヒマス、併シは分リマスガ「醫師傳染ノ
虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診斷シタルトキ
ハ傳染ノ危險及傳染防止ノ方法ヲ指定スベ
シ」ト云フ御規定デアル、是ハ寧ロ醫師法
ニ於テ御制定ニ相成ルベキ筋合ノモノデア
ラネバナラヌト私共信ズルノデアル、又今
日ト雖モ賢明ナル醫師、善良ナル醫師ハ、
此恐ルベキコトデアルト云フヤウナコトハ
患者ニ向テ丁寧深切ニ指示、説示、訓示

致シテ居ルト云フ事實ヲ吾々ハ承テ居ル、
後刻何レ此邊ハ専門家タル宮島幹之助博士
ガ詳細ニ御説明ニ相成ルト思ヒマスガ、私
ハ斯ノ如キ法ヲ花柳病豫防法ニ持テ來テ、
醫師ニ對スル規定ヲ御出シニナルト云フヤ
ウナコトハ、是ガ私ハ僅カ六條カソコラノ
單簡ナル法デアルケレドモ、立法ト云フ上
ニ於テ専門家ガオヤリニナツタトスレバ、
私ハ餘程不手際ナル立法ト云ハザルヲ得ヌ
ノデアリマス、是レ如何ニ御考デアリマス
カ、ソレカラ又附則ト御規定ニナツテアリ
マスル所ニ「本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ム
ガ又普通ノ立法例ニ於テ、吾々寡聞ニシテ知
リ得ナイコトデアル、僅カ六條シカナイ所
ノ法律ヲ條項毎ニ勅令ヲ以テ之ヲ定メテ、
御執行ニナルト云フヤウナコトハ、淘ニ私
ハ法ヲ立ツル上ニ於テハ更ニ構ヒマスマイ
ガ、此法ノ執行ヲ受ケテ、其完全ナル花柳
病豫防ト云フコトヲ爲ス上ニ付テハ、甚ダ
マドロシイ感ガアルノデアリマシテ、是ハド
ウ云フ譯デ斯ノ如ク各條ニ付テ——條項每
ニ勅令ノ發動ヲ一々別ニ爲サルト云フ御規
定ハ、何ノ必要ガアッテ斯様ナル附則ヲ御作
リニナツタノデアルカ、私ノ解スルニ苦ム
ニ居ルハ人ノ大倫ナリ、男女七歳ニシテ席
ニ同ジウセズト云フヤウナコトヲ原則トシ
テ、道徳トシテ最モ良イ事デアルニモ拘ラ
ズ、之ヲ歐羅巴人ノ如ク男女交際ヲ激甚ニ
ヤリ、或ハ先日ノ如キ諒闇中ナルニモ拘ラ
ズ、或ル華族様ハ舞踏會ヲ爲サツト云フ
ヤウナ極端ナル事ガアルガ、斯様ナコトヲ
致シ居リマシテ、男子ト女子ガ接觸ノ場合
ヲ頻繁ニ致シ居ルト云フ爲ニ、斯様ナ
モ、一般ニ於テハ道徳ガ廢穢シタルハ餘
程進歩致シテ居ルノデアル、又道徳ノ點ニ
テ居ルノデアル、今日ハ一般ノ人ガ非常ニ
文化ハ向上シ、文明モ昔ノ人ニ比シテハ餘
思ヒマス、要スルニ私トシテハ斯様ニ感ジ
所デアリマスカラ、之ヲ御市ヲ願ヒイクト
シテ居ルハ人ノ大倫ナリ、男女七歳ニシテ席
ニ同ジウセズト云フヤウナコトヲ原則トシ
テ、道徳トシテ最モ良イ事デアルニモ拘ラ
ズ、之ヲ歐羅巴人ノ如ク男女交際ヲ激甚ニ
ヤリ、或ハ先日ノ如キ諒闇中ナルニモ拘ラ
ズ、或ル華族様ハ舞踏會ヲ爲サツト云フ
ヤウナ極端ナル事ガアルガ、斯様ナコトヲ
致シ居リマシテ、男子ト女子ガ接觸ノ場合
ヲ頻繁ニ致シ居ルト云フ爲ニ、斯様ナ

モノデハナイカト、私共ハ深クサウ云アヤ
モ、寧ロ教育衛生、殊ニ性ノ教育ト云フコ
トヲ近來女學校等デモヤカマシク言ウテ居
ル、是レ一步過テバ甚ダ惡イ性ノ教育モ出
来マセウガ、此花柳病ノ恐ルベキコトノ如
キハ、先天的徽毒ト云フヤウモノ、爲ニ盲
ニナルトカ云フコトモ、大抵先天的徽毒ト
云フモノガ過半デアリ、發狂ト云フヤウナ
コトモ殆ド先天的徽毒カラ來ルモノダサウ
デアリマシテ、今日多少トモ文字、素養ノ
アル者ハ非常ニ斯ウ云フコトヲ慎ンデ居
ル、然ルニ近時ニ至テ突如トシテ政府ハ
斯ウ云フ提案ヲ爲サネバナラヌト云フコト
ニナツタノハ、私ノ考デハ斯ウデハナイカ
ガ、此法ノ執行ヲ受ケテ、其完全ナル花柳
病豫防ト云フコトヲ爲ス上ニ付テハ、甚ダ
マドロシイ感ガアルノデアリマシテ、是ハド
ウ云フ譯デ斯ノ如ク各條ニ付テ——條項每
ニ勅令ノ發動ヲ一々別ニ爲サルト云フ御規
定ハ、何ノ必要ガアッテ斯様ナル附則ヲ御作
リニナツタノデアルカ、私ノ解スルニ苦ム
ニ居ルハ人ノ大倫ナリ、男女七歳ニシテ席
ニ同ジウセズト云フヤウナコトヲ原則トシ
テ、道徳トシテ最モ良イ事デアルニモ拘ラ
ズ、之ヲ歐羅巴人ノ如ク男女交際ヲ激甚ニ
ヤリ、或ハ先日ノ如キ諒闇中ナルニモ拘ラ
ズ、或ル華族様ハ舞踏會ヲ爲サツト云フ
ヤウナ極端ナル事ガアルガ、斯様ナコトヲ
致シ居リマシテ、男子ト女子ガ接觸ノ場合
ヲ頻繁ニ致シ居ルト云フ爲ニ、斯様ナ

モノデハナイカト、私共ハ深クサウ云アヤ
モニ考ヘテ居ル者デアリマス、何様今日迄
モ當局ニ於テハ、御取締ノ方法ハ色々ニコ
トヲ御考ニナツタデアリマセウガ、此際斯
ノ如キ法案ヲ何所迄モ御出シニナツテ、六
箇月以下ノ懲役ニ處スルトカ、或ハ賣淫ヲ
云フヤウナコトニ致シマシテモ、是レ其人
ヲ罰スルノデアリマセウガ、又一方ニ淫行
ヲ爲シタル者ハ三箇月以下ノ懲役ニ處スルト
云フヤウナコトニ致シマシテモ、是レ其人
ヲ罰スルノデアリマセウガ、又一方ニ淫行
ヲ爲シタル男子ヲモ罰セナケレバ、社會ニ
此病毒ヲ流ス虞ガアルノデアル、女子ニモ
不品行ナ人ガアルケレドモ、男子ノ方ノ不
品行ナ人ガアルケレドモ、男子ノ方ノ不
品行ナ人ガアルケレドモ、女子ニモ
不品行ナ人ガアルケレドモ、男子ノ不品行ヲ取締ラズ
シテ、女子ノミラスノ如ク取締ヲスルト云
フコトハ、私ハ是ハ甚ダドウモ女子ニ對シ
テハ酷デハナイカト信ズルノデアル、是ハ
オカシイヤウニ考ヘマスルケレドモ、吾々
ノ知ル所ニ依リマスレバ、品行ヲ嚴正ニ慎
ム男子カラ、花柳病毒ヲ奥サンヤ、何カ
受ケマシテ、實ニ修渥タル、慘目ナルユ
トニ陥ツテ居ル人ヲ吾々ハ指摘シ得ルノデ
アリマス、斯ノ如キ法案ヲ御出シニナル以
上ハ、此邊ニモ留意シテ相當ナル方法ヲ御
研究ニ相成ツテ規定セザレバ、決シテ是ハ
單ニ接客業者トカト云フヤウナ人ノミニ嚴
重ナル法律ヲ施行致シマシテモ、マダ其原
因ヲ爲ス一方ノ方ニ弊害ガアル以上ニ於テ
ハ、容易ニ此法案ノ目的ヲ貫徹スルコトヲ
得ナイト思フ、此議場ニ於テハ遠カラズシ
テ公娼廢止ニ關スル所ノ法案モ、各派ヨリ
御提案ニ相成ルト思ヒマス、誠ニ理想トシ
モノデハナイカト、私共ハ深クサウ云アヤ
モニ考ヘテ居ル者デアリマス、何様今日迄
モ當局ニ於テハ、御取締ノ方法ハ色々ニコ
トヲ御考ニナツタデアリマセウガ、此際斯
ノ如キ豫防法ト云フヤウナモノヲ御出シニ
アルナドト云フコトハ、言語道断十恥ゾベ

キコトデハアルケレドモ、又實社會ヲ通觀致シマスト已ムヲ得ナイ事情ガアルノデアッテ、吾々ハ決シテ左様ナモノヲ要求致シマセヌ、併シ左様ナモノヲ實社會ニ於テ要求スルノ已ムヲ得ザル程度ヲ國民ガ迫リツ、アルト云フコトヲ知ラネバナラヌ、ソレデアリマスカラ、苟モ法ヲ立テル者ハ斯ノ如キコトニハ極メテ鄭重ニ考慮致シテ行ヒマセスケレバ、其目的ト云フモノヲ達シナイト信ズルノデアリマス、故ニ以上ノ質問ヲ爲ス所以デアリマス

〔政府委員儀孫一君登壇〕

○政府委員(儀孫一君) 吉良君ノ各事項ニ涉シタ御質問ニアリマシタガ、御答辯ヲシマスニ付キマシテハ、便宜上一般ニ關スル御質問ニ對スル御答ト、各條ニ涉ル所ノ御質問ニ對スル御答ト、二ツニ分ケテ御答ヲシタ方ガ適當デアラウト存ジマス、一般問題ト致シマシテハ斯ウ云フ法案ガ何故必要デアルカ、斯ウ云フ立法ヲシナクテ他ニ何等カ適當ナ方法ハナイカドウカト言ハル、コトカ、大體ノ御趣意デアシタヤウデアリマス、此法案ハ決シテ新シク今日出マシタ問題デハナインデアリマス、多年ノ間花柳病ノ傳播ニ付キマシテハ、何トカ之ニ對スル取締法ヲ設ケンケレバイカヌト云フコトハ、識者ノ間ニ長ク廣ク論ゼラレテ居タ問題デアルノデアリマス、即ち昨年ノ議會ニ於キマシテハ、花柳病豫防法ニ對スル所ノ制定ノ建議スラ當院ヨリ提出サレ、可決確定セラレタウナ次第アルノデアリマス、花柳病ニ付キマシテハ法案ノ説明ノ時ニ申上ダマシタ如ク、單リ現在ニ於テ其病者ガ困難ヲ訴ヘルノミナラズ、遺傳性ヲ持タ所謂子孫後裔ニマデ害毒ヲ流スト云フタ外ニ怖ルベキ病毒デアリマスルノミナラズ、

現今ノ趨勢ヲ申上ダマスルト云フト、或ハ體格検査ノ實績ニ依テ見マシテモ、或ハ其他ノ公ニ現ハレテ居ル數字ニ依テ見マシテモ、花柳病ノ統計ハ約千中ノ十九・四乃至五ニ涉ルテ居ルガ如キ、中々全般ニ廣ガフテ居ル怖ルベキ病毒デアルコトハ御承知ノ通りデアリマス、ソレ故ニ之ニ對シテハ何等カ茲ニ立法ヲシテ、之ガ病毒ノ傳播ヲ防ギ、以テ吾人ノ幸福ヲ進メルト云フコトニ致シタイト云フコトハ、今申上ダマスガ如ク決シテ今日ニ出タ問題デハナインデアリマス、是ガ一般的、丁度吉良君モ御詫ノ如ク、社會政策ニ對スル色ニ立法ガアリマスト同様ニ、此問題モ目下ノ現状ニ於キマシテ、極メテ重要ナル法案デアルコトノ點ヲ十分ニ御承知置キ相成ルコトヲ希望致シタインデアリマス、ソレデ或ハ此各條ニ涉リマシテ、第二條ノ經費ノ六分ノコトノ點ヲ十分ニ御承知置キ相成ルコトヲ希望致シタインデアリマス、ソレカラ此是ハ目下ノ所デハ設備費ニ對シテハ二分ノ云フコトノ考ハ政府ニ於テハ考ヘテ居リマセヌ、之ニ對シテ如何ナル規定ヲ以テ此検査ヲ云フコトハ其人々ノ人權踩躡ヲ惹起ストト云フコトハ其人々ノ人權踩躡ヲ惹起ストト云フコトノ考ハ政府ニ於テハ考ヘテ居リマセヌ、之ニ對シテ如何ナル規定ヲ以テ此検査ヲ云フコトニ付テハ、別ニ命令ヲ以テ定メル積リデアリマス、ソレカラ此法案中ニ淫ヲ鬻グ、賣淫ト云フ文字ガアル、是ハ立法上甚ダ面白クナイ、何等カ適當ナ文字ハナイカト云フ御説、是ハ御尤干萬デアリマス、併ナガラ之ニ代ルベキ文字ハ中困難デアリマス、ソレ故ニ今日先ゾ甚ダ感服ハ致シマセスケレドモガ、此文字ヲ用ト同ジ率ニ体シテ居ルノデアリマス、ソレカラ此法案中ニ特殊ノ業態者トアル、ソレハ如何ナル者ヲ指スノデアルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ此文字——其他此法案ラ此法案中ニ特殊ノ業態者トアル、ソレハ面白クナイ、外國ノ立法ニ於テハサウ云フフル外ハナイト認メテ居ルノデアリマス、ソレカラ此規定ノ中ニ體刑ガアル、是ガ甚ダコトハ無イヤウニ思フト云フコトデアリマシタガ、是ハ吉良君ノ御調ガ如何デアリマセウアル者ト申シマスノハ、現在ノ社會通念、中ニ書イテアル文字ハ、御承知ノ通リ誠ニ困難デアル、併シ此業態上花柳病傳播ノ虞爲ス虞ガ多キモノト認ムベキモノ、具體的ニ申シマスレバ、或ハ藝妓酌婦、斯ノ如キモニヲ意味スルモノデアル、斯ウ云フモノハ即チ其業態上花柳病ヲ傳播スル虞ガ甚ダ多

キモノデアル、斯ウ云フコトデアルノデアリマス、ソレカラ第六條ニ斯ウ云フコトハ宜シク醫師法ニ於テ規定スベシ、斯ウ云フモノ付テハ、特殊ノ立法中ニ規定スルコトガ最モ便宜デアル、斯ウ云フ考デアルノデアリマス、次ニ附則、此ノ附則ニ他ノ立法例ニ無イ、其各條ニ付テ施行期日ヲ決メルト云フガ如キコトハ、如何ナモノデアルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ例ヘバ第一條ノ如キ、其特殊診療ノ設備ヲ府縣ノ公共團體ニ命ズルト云フガ如キハ、是ハ直ニ實行シ能ハヌノデアリマス、其他ノ條文ノ如キハ此政府ノ豫算ノ成立ヲ俟テ、其成立ト共ニ之ヲ施行スルコトガ出來ル、其條文ニ依リマシテ此法案ノ施行ノ時期ヲ異ニシナケレバナラヌ必要ガアル、是ハ何レモ財政ノ點カラ來マシタノデアリマス、ソレ故ニ此附則ニ於テハ、他ノ一般立法例ニ依ラズシテ、其條文ニ依テ施行期日ヲ決メルト云フコトニ致シタ次第デアリマス、最後ニ此法案ノ目的ハ女子デアル、何故ニ男ニ付テハ何等カ規定ヲ設ケス、ソレカラ此規定ノ中ニ體刑ガアル、是ガ甚ダ面白クナイ、外國ノ立法ニ於テハサウ云フコトハ無イヤウニ思フト云フコトデアリマシタガ、是ハ吉良君ノ御調ガ如何デアリマセウアル者ト申シマスノハ、現在ノ社會通念、中ニ書イテアル文字ハ、御承知ノ通リ誠ニ困難デアル、併シ此業態上花柳病傳播ノ虞爲ス虞ガ多キモノト認ムベキモノ、具體的ニ申シマスレバ、或ハ藝妓酌婦、斯ノ如キモニヲ意味スルモノデアル、斯ウ云フモノハ即チ其業態上花柳病ヲ傳播スル虞ガ甚ダ多

キモノデアル、斯ウ云フ考デアルカト云フ御尋デアリマス、是ハ先ヅ現状カラ矢張此法律ニ該當スルノデアリマス、シタガ、此法律案ハ決シテ女子ニ限テハ居リマセヌ、即チ淫ヲ賣ル者、是ガ男子デアル、片手落デハナイカト云フ御尋デアリマス、最後ニ此法律案ノ目的ハ女子デアル、何故ニ男ニ付テハ何等カ規定ヲ設ケス、ソレカラ此規定ノ中ニ體刑ガアル、是ガ甚ダ面白クナイ、外國ノ立法ニ於テハサウ云フコトハ無イヤウニ思フト云フコトデアリマシタガ、是ハ吉良君ノ御調ガ如何デアリマセウアル者ト申シマスノハ、現在ノ社會通念、中ニ書イテアル文字ハ、御承知ノ通リ誠ニ困難デアル、併シ此業態上花柳病傳播ノ虞爲ス虞ガ多キモノト認ムベキモノ、具體的ニ申シマスレバ、或ハ藝妓酌婦、斯ノ如キモニヲ意味スルモノデアル、斯ウ云フモノハ即チ其業態上花柳病ヲ傳播スル虞ガ甚ダ多

ト、斯ウ政府ハ見テ居ル譯デアリマス

○砂田重政君 本案ニ對シチハ、尙ホ多數

ノ質議通告者ガアリマスルガ、既ニ定刻ニ

近付キマシタカラ、本日ハ此程度ニ止メ、

次回ニ繼續スルコト、シテ、殘餘ノ日程ト

共ニ延期セラレントコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 砂田君ノ動議ニ異議
ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ
タ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知申上ゲ
マス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時五十一分散會

衆議院議事速記録第十二號中正誤

頁 段 行 誤 正

一七八 一 一 現ニ地區内 現ニ其ノ地
區内

衆議院議事速記録第十七號中正誤

頁 段 行 誤 正

三三四 一 一二 發議 發言
三四七 三 六 二十一日 十二日

三四九 二 五 ナイト考ヘ デアント考
ヘ

